

マイナンバー制度の拡大と デジタル改革の危うさ

[1] 「背水の陣」に追い込まれていたマイナンバー制度

- ・マイナンバー制度とはどういう制度か
- ・稼働5年間で明らかになってきた問題

[2] マイナンバー制度をどう変えようとしているか

- ・使えないマイナンバー制度の抜本的改善を求める「骨太の方針2020」
- ・口座付番、マイナポイント、保険証利用、スマホ搭載、カード交付 等
- ・変質の鍵となる「電子証明書のシリアル番号利用」と「API連携」

[3] デジタル庁によるマイナンバー制度の再構築

ベース・レジストリの一つとしてのマイナンバー制度に

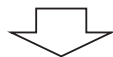
[4] 変質し拡大するマイナンバー制度に私たちはどう立ち向かうか

[1] 「背水の陣」に追い込まれていたマイナンバー制度

安心して簡単に利用できないマイナンバー制度と認めた「骨太の方針」

「骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針)2020」(7月17日閣議決定)

「今回の感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが**国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかった**ことや、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的にデータも十分に活用できないなど、様々な課題が明らかになった」(15頁)



「**デジタル・ガバメントの基盤となるマイナンバー制度**について、行政手続をオンラインで完結させることを大原則として、国民にとって使い勝手の良いものに作り変えるため、**抜本的な対策を講ずる**」(16頁)

※国はマイナンバー制度の違憲差止訴訟では、番号制度により行政運営の効率化や公正な給付と負担の確保や国民の利便性の向上に資することは明らかだ、と主張してきたが、

マイナンバー制度が「使えない制度」であることを認め抜本的改善を目指す

デジタル・ガバメント閣僚会議 マイナンバー制度および国と地方のデジタル基盤抜本改善WG

- (1) 2020. 6/23 有識者(安宅和人、太田直樹、楠正憲、齋藤洋平、庄司昌彦、森信 茂樹)資料提出
- (2) 2020. 6/30 課題の整理(33項目)
- (3) 2020. 9/25 当面の取り組み
- (4) 2020. 11/10 IT基本法等の見直し検討状況、Mカード(スマホ搭載等)、口座付番、運転免許
- (5) 2020. 11/27 預貯金口座への付番等の内閣官房案

マイナンバー制度とはどういう制度かー導入目的

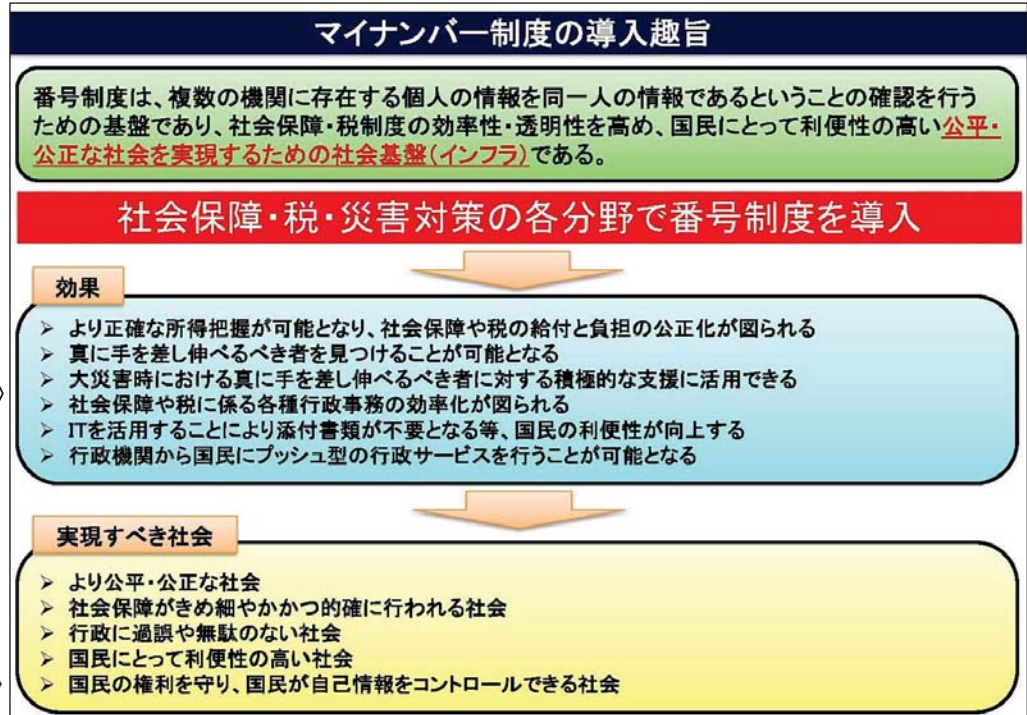
個人を識別特定し、個人情報をタテ(生涯)とヨコ(機関を超えて)につなげる社会基盤

「年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる必要性や、医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる必要性が、この基盤なしには充足し難い」(「社会保障・税番号大綱」3頁)

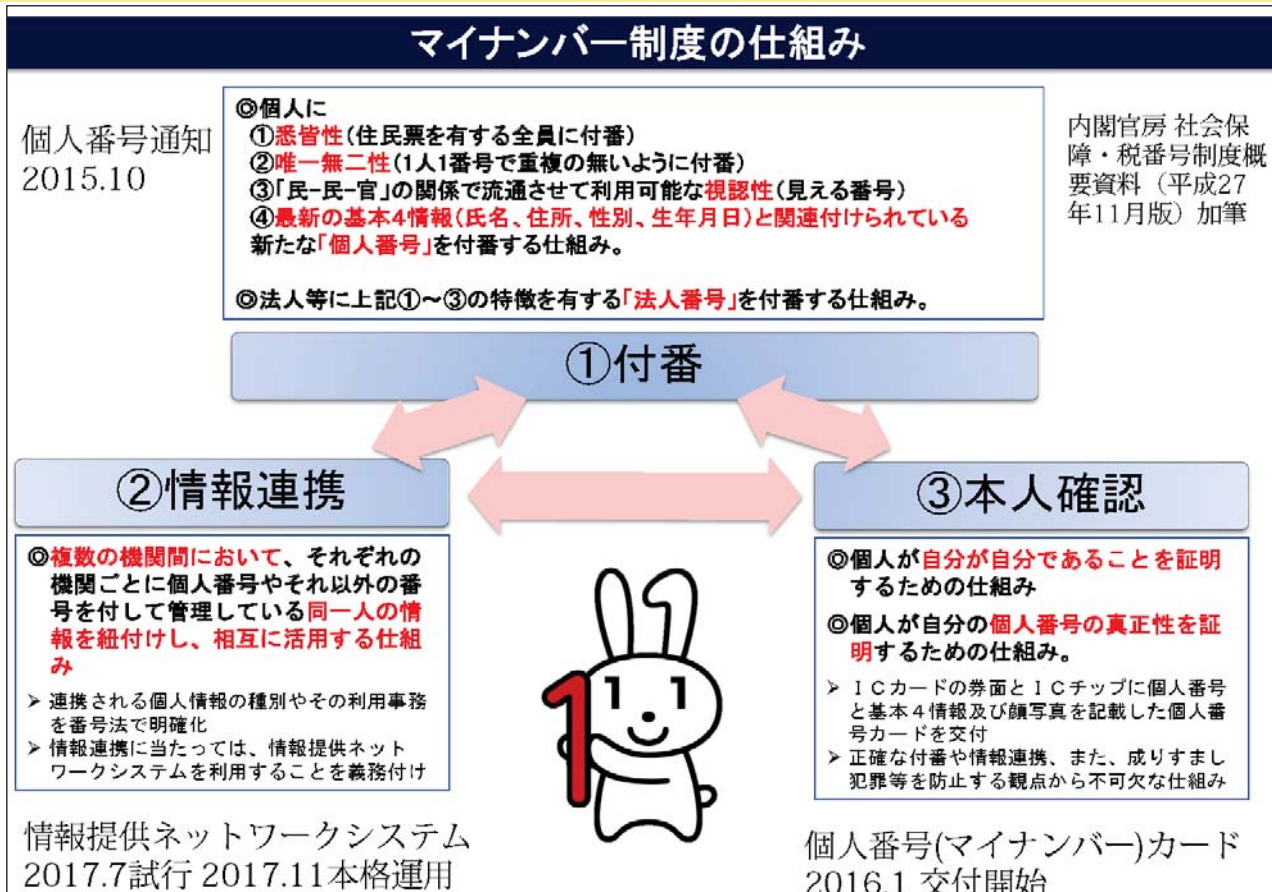
マイナンバー概要資料
平成29年3月版3頁
(内閣官房番号制度推進室・内閣府大臣官房番号制度担当室)

5年たっても
いずれも実現
していない

国はマイナンバー
違憲訴訟で、
自己情報コント
ロール権は憲法で
認められた権利で
はない、と主張



マイナンバー制度とはどういう制度かー仕組み



2015～16年 マイナンバー制度への不安が顕在化

1)2015.10.5施行開始前に番号利用拡大法（3月提案、9月成立・公布）

- ・ 預貯金口座へのマイナンバー付番
- ・ 医療等分野の利用拡大（特定健診付番、予防接種情報連携）
- ・ 自治体の利用拡大（独自利用事務の情報連携等）

2)2015年6月不正アクセスで日本年金機構から個人情報125万件漏洩

⇒年金事務のマイナンバーの利用と情報連携延期
⇒利用開始2016.11、情報連携利用開始2019.4

3)2016.1～ J-LISのシステムトラブルでマイナンバーカード交付が大幅遅延

- ・ 2016年5月31日 総務省「マイナンバーカード交付促進マニュアル」を公表
- ・ 5月末時点で滞留が解消している市区町村240団体、100%解消したのは11月
- ・ 業者の連携欠如や強引なマイナンバーカード交付計画が原因

4)市民との攻防の開始

- ・ 2015.10～ 番号通知カードの送付開始⇔番号通知への異議申し立て
 - ・ 2016.1～ 番号利用事務で番号記入開始⇔提供拒否の攻防
 - ・ 2016.1～ マイナンバーカード交付開始⇔申請しない
 - ・ 2015.12～ マイナンバー制度違憲差し止め訴訟（8地裁）
- ※2015.2～ 共通番号いらぬネット（共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会）
※2015.8～ マイナンバー制度反対連絡会

2017～18年 拒まれるマイナンバー制度とリスクの現実化

1)普及しないマイナンバーカード

- ・ 2020年11月1日現在交付2777万枚(21.8%) ※2015年度予算3000万枚、自民党ロードマップ2019.3月8700万枚
- ・ 普及計画 (マイナンバーカード交付枚数(想定))

デジタル・ガバメント関係会議
第5回(2019年9月3日)資料1

2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

- ・ お金で釣って普及を図る(2020.5/1～特別定額給付金オンライン申請、7/1～マイナポイント申込開始)

2)広がらないコンビニ交付(住民票の写し、印鑑登録証明、税、戸籍等証明書)

- ・ 2020年12月3日現在767市区町村＝半分以下、拡大が頭打ち(費用対効果が疑問視)
- ・ 都市部の市区町村では、コンビニ交付の代わりに証明書自動交付機が撤去され、逆に役所の窓口「進む証明書交付機の撤去 進まぬ個人番号カード交付 窓口混み「本末転倒」」(東京新聞2018年12月28日朝刊)

3)「国民の理解」得られず、「必要」も認められていない

内閣府「マイナンバー制度に関する世論調査」(2018.11)

- ・ マイナンバーカード……取得していないし、今後も取得する予定はない 53.0%
- ・ マイナポータル……特に利用してみたいとは思わない 62.2%
- ・ 今後マイナンバー制度に期待すること……特に期待することはない 39.8%

2017～18年 拒まれるマイナンバー制度とリスクの現実化

4) 利用されないマイナポータル

- ◆ 国の「マイナポータル」サーバー費用100億円
利用は0.02%（朝日2019年7月27日朝刊一面）
 - ・2018年度まで6年間に100億円超の整備費
 - ・サーバーの使用期限は今年度までで、国は来年度から新システムに切り替える
 - ・17年7月～今年5月に利用は11万件余にとどまり、月平均5千件近くと想定のお・0.02%
- ◆ 利用の目玉「子育てワンストップサービス」(2017.10開始)の電子申請対応自治体(マイナンバー概要資料2020年5月版49頁)
 - 児童手当(請求、届出、現況届) 71.4%
 - 保育(申込、現況届) 39.8%
 - ひとり親支援(児童扶養手当現況届事前送信) 21.0%
 - 母子保健(妊娠届) 38.0%

5) 進まないマイナンバーの提供

- ・預貯金口座へのマイナンバー付番
約10億口座中、2019年末現在972万件(2020.6.1毎日朝刊)
- ・証券口座 2018年6月末時点41.4%(平成30年12月金融庁)
3年間の経過措置(2018年12月まで)を3年延長
- ・マイナンバー告知が義務のNISA(少額投資非課税制度)
約2割が未提出(2019.2.19日経)
- ・確定申告書のマイナンバー 17%が未記載で提出
(「平成30年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」)



2017～18年 拒まれるマイナンバー制度とリスクの現実化

6) 特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の行政機関からの大量漏えい

- ・業務上作成したファイルの誤送付…2017年2月静岡県湖西市「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」1992名
- ・USBメモリ紛失…地方公共団体で約33,500人分のデータ(個人情報保護委員会令和元年度上半期活動実績)
- ・2017年5月 住民税の特別徴収税額通知書の誤送付により、150以上の市区町村で漏えい
総務省がマイナンバー記載を強行。漏えいリスクを危惧し、東京などマイナンバー非記載で通知した市区町村も12月 総務省は翌年度からのマイナンバー記載を中止に
- ・違法再委託で、マイナンバーの付いた税情報など400万件以上の漏洩
委託元の許諾なき再委託は番号法第10条違反で、漏洩として扱われる

特定個人情報漏洩 個人情報保護委員会 報告年度	件数	重大 事態
2015年度下半期	83	2
2016年度	165	6
2017年度	375	5
2018年度	275	3
2019年度	217	20

7) マイナンバーカードの不正取得・偽造・成りすまし利用

- ・マイナンバーカードを不正や行政のミスで他人が取得した事件が3件
(2016年8月熊谷市、2016年9月芦屋市、2017年11月江戸川区)
- ・偽造カードで口座開設した事件が1件(2019年6月北九州市)
- ・2020年5月石川県能登町 マイナンバーカードを使った特別定額給付金オンライン申請で成りすまし

8) 制度の根幹を揺るがすマイナンバーの重複付番の発生

- ・2016年2月23日、香川県坂出市と長野県長野市の男性に同一のマイナンバーの付番が発覚
2010年に誤って住民票コードを付番され2016年2月に発覚するまで5年間重複付番が察知されず
- ・外国籍住民に対する重複付番が相次ぎ発覚(2019.4長野県諏訪市、2019.5神奈川県綾瀬市、2020.10西東京市)

9) 会計検査院による自治体セキュリティの問題点の指摘(2020年1月)

- ・マイナンバーを取り扱う端末で暗証番号とICカードなど二つの認証を導入していない
- ・総務省が約4700万円かけて「自治体情報セキュリティ支援プラットフォーム」が利用されていない
- ・パスワードなどが職員間で共有されて使い回されたりしていた 等

2017～18年 拒まれるマイナンバー制度とリスクの現実化

10) 情報提供ネットワークシステムのはらむリスク

- ◆DV・ストーカー・虐待被害者の住所情報が提供先から漏洩する危険
中間サーバーに、住民基本台帳支援措置者の「自動応答不可フラグ」設定（※情報提供は拒む法的根拠ない）
- ◆法令に反した提供が行われた例（厚生省マイナンバー制度のサイトで公表）
2019年10月、厚生労働省27事務で、「データ標準レイアウト」の条件設定の誤りで提供が判明
平成29年7月18日～令和元年10月21日で、1735件が法令に反して提供⇒12月に省令を改正
情報提供ネットワークシステム利用を一時停止し、2020年6月レイアウト修正
- ◆本来の利用方法ではない、不適切な情報照会が行われていた例
被扶養者の実態調査のために、複数の周辺自治体に一括照会機能を使用して情報の有無を調査
（2018年9月12日第73回個人情報保護委員会の「情報連携の監視状況について」で報告）
- ◆情報連携開始にあたり会計検査院が指摘した問題
 - ・特定個人情報保護評価が期間内（要件定義前）に正しく行われていない
 - ・中間サーバーに登録する副本データ更新のタイムラグで古い情報が提供の可能性
※国保の届出でマイナンバーの記載を求めるものの、マイナンバーによる情報連携は登録後一定期間を要し事務処理に重大な遅延が生じる問題が想定されるため、資格喪失証明書等の提出を求める市町村も
- ◆総務省が情報提供ネットワークシステムを管理している……国による不正利用のリスク
※マイナンバー制度が参考にしたオーストリアでは、独立した第三者機関（データ保護委員会）が情報連携を管理
- ◆提供した情報を誤って解釈するおそれ
情報連携の大部分を占める年金事務では、2018年3月に違法再委託により情報連携を延期した際の延期理由の一つとして、「年金制度は複雑であり、かつ、年金額に関する情報については、情報連携で提供される情報項目が極めて多く、その解釈も難しいことによる地方公共団体等の情報照会機関における事務運用上の懸念がある」

2019～20年 進まないマイナンバー制度利用への政府の焦り

制度設計の誤りと市民のマイナンバー拒否が、政府を「背水の陣」に追い込んだ

2019年2月15日第3回デジタル・ガバメント閣僚会議で菅官房長官が、マイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策の検討を指示

（2019年第198国会）

- ・デジタル手続き法（デジタル・ファースト法）
- ・健康保険法改悪（マイナンバーカード保険証利用）
- ・戸籍法改悪（戸籍関係情報を情報提供NWSで提供）

2019年6月4日第4回デジタル・ガバメント閣僚会議「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」

- ・自治体ポイントの活用（マイナポイントへ）
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用
- ・マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進（令和4年度中にほとんどの住民のカード保有に向け、市区町村に「交付円滑化計画」策定求める）
- ・マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大
- ・「マイナンバーは安全」の積極的な広報展開

2019年9月3日第5回デジタル・ガバメント閣僚会議 普及・利活用の工程表、マイナポイント実施計画

2019年（平成31年）2月16日（土曜日） 日経 13版 総合3 4

マイナンバー、保険証活用へ 普及遅れで「背水の陣」

菅氏「今年1年が勝負に」

菅官房長官は15日、マイナンバーカードを健康保険証として利用可能にするよう関係機関に検討を指示した。カードは制度開始から3年たっても普及率は1割程度で、普及に向け切り札にする。様々な手続きがネット上で完結するデジタル社会作りで日本は出遅れている。デジタル社会の肝になるマイナンバーカードの普及へ、「背水の陣」となす。

菅氏は15日に首相官邸で開いたデジタル・ガバメント閣僚会議で指示した。政府は同日の閣議でマイナンバーカードを保険証として利用可能にする規定を盛り込んだ健康保険法改正案を決定した。関係府庁は2021年3月に取組むべきの前提でカードを利用できるように準備を急ぐ。安倍政権は13年に世界最高水準の1国を自己指すとして、デジタル社会を成長戦略のデジタル化を成長戦略

菅官房長官は15日、マイナンバーカードを健康保険証として利用可能にするよう関係機関に検討を指示した。カードは制度開始から3年たっても普及率は1割程度で、普及に向け切り札にする。様々な手続きがネット上で完結するデジタル社会作りで日本は出遅れている。デジタル社会の肝になるマイナンバーカードの普及へ、「背水の陣」となす。

菅氏は15日に首相官邸で開いたデジタル・ガバメント閣僚会議で指示した。政府は同日の閣議でマイナンバーカードを保険証として利用可能にする規定を盛り込んだ健康保険法改正案を決定した。関係府庁は2021年3月に取組むべきの前提でカードを利用できるように準備を急ぐ。安倍政権は13年に世界最高水準の1国を自己指すとして、デジタル社会を成長戦略のデジタル化を成長戦略

として位置づけしてきた。現在も精算手続きなど行政手続きがネット上で完結して活用されている。菅氏は関係府庁に、カードの活用を促す。菅氏は関係府庁に、カードの活用を促す。菅氏は関係府庁に、カードの活用を促す。

政府が進めるマイナンバーカードの普及
2021年3月から健康保険証として利用可能に
カードを使った買い物に国からポイントを付与
カードでの個人認証をスマホでも全面的に可能に
自治体でカードを取得する際の手続きを簡素化
金融サービスなど民間にも利用を推奨
カードを使い印鑑登録証明書などをコンビニで受け取る自治体を拡大

菅氏は今年1年が勝負に
政府はマイナンバーカードの普及を今年1年が勝負に。菅氏は関係府庁に、カードの活用を促す。菅氏は関係府庁に、カードの活用を促す。菅氏は関係府庁に、カードの活用を促す。

政府はマイナンバーカードの普及を今年1年が勝負に。菅氏は関係府庁に、カードの活用を促す。菅氏は関係府庁に、カードの活用を促す。菅氏は関係府庁に、カードの活用を促す。

2020年6月「抜本改善WG」設置＝普及・拡大から再構築へ

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ

概要

- 6月23日、デジタル・ガバメント関係会議の下に、官房長官の指示により設置。
- 「今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、緊急時の迅速・確実な給付の実現など、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図る」ことを目的とする。
- 6月30日、第2回会議において、「課題の整理」を取りまとめ、9月25日、第3回会議において討議を実施したところ。
- 年末までに新たな工程表を策定するとともに、できる限り前倒しで取り組むこととし、速やかな実現を図ることとされている。

検討課題

- 1 マイナンバーカードの利便性の抜本的向上
- 2 マイナンバーカードの取得促進
- 3 マイナンバー制度の利活用範囲の拡大
- 4 国と地方を通じたデジタル基盤の構築(情報システムの統一・標準化、クラウド活用の促進等)
- 5 マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

【WG有識者構成員】

安宅和人 慶應義塾大学環境情報学部教授／ヤフー株式会社CSO
 太田直樹 株式会社New Stories代表取締役
 楠正憲 Japan Digital Design株式会社CTO
 齋藤洋平 フューチャー株式会社取締役CTO
 庄司昌彦 武蔵大学社会学部教授
 森信茂樹 東京財団政策研究所研究主幹

【「マイナンバー制度とデジタル化のこれから」(2020年12月10日内閣官房番号制度推進室笹野健内閣参事官資料)に追記】

10

「骨太の方針2020」のマイナンバー制度「抜本的改善」項目

- ▼ (マイナンバーカードの**保険証利用**を基礎にした**健康情報を生涯管理**するPHRを、2021年に法制上の対応をし2022年を目途に拡充するとともに、データの医療・介護研究等への活用の在り方を検討)
- ▼ マイナンバーカードの公的個人認証(電子証明書)の活用により障害者割引適用の際に**障害者手帳の提示を不要**に
- ▼ e-Tax等について、自動入力できる情報(医療費、公金振込口座等)を順次拡大し、**マイナンバーカードの利便性を向上**
- ▼ **在留カード**とマイナンバーカードとの一体化について検討を進め、2021年中に結論を得る
- ▼ **運転免許証**について、海外の事例を踏まえつつ、発行手続やシステム連携の在り方等を含めた検討を開始する
- ▼ **自動車検査証及び自動車検査登録手続**についても、マイナンバーカードを活用した手続の一層のデジタル化の推進に向けて、検討を開始する
- ▼ **各種免許・国家資格、教育等**におけるマイナンバー制度の利活用について検討する
- ▼ 必要に応じて**共通機能をクラウド上に構築**する
- ▼ 民間技術を更に積極的に活用して**マイナポータル**の利便性の向上を図る
- ▼ **マイナンバーカードの手続**ができる環境を、マイナポイントを活用した消費活性化策の実施、QRコード付きのカード申請書の再送付などで抜本的に拡充することにより、マイナンバーカードの実効性ある取得促進のスケジュールをできる限り加速する
- ▼ 国税還付、年金給付、各種給付金(国民向け現金給付等)、緊急小口資金、被災者生活再建支援金、各種奨学金等の公金の受取手続の簡素化・迅速化に向け、マイナポータル等を活用し、**公金振込口座設定**のための環境整備を進める
- ▼ 様々な災害等の緊急時や相続時にデジタル化のメリットを享受できる仕組みを構築するとともに、公平な全世代型社会保障を実現していくため、公金振込口座の設定を含め**預貯金口座へのマイナンバー付番の在り方**について検討を進め、本年中に結論を得る
- ▼ 関係府省庁は、マイナンバー制度及び国・地方を通じたデジタル基盤の構築に向け、**地方自治体の業務システムの早急な統一・標準化**を含め、抜本的な改善を図るため、年内に工程を具体化するとともに、できるものから実行に移していく

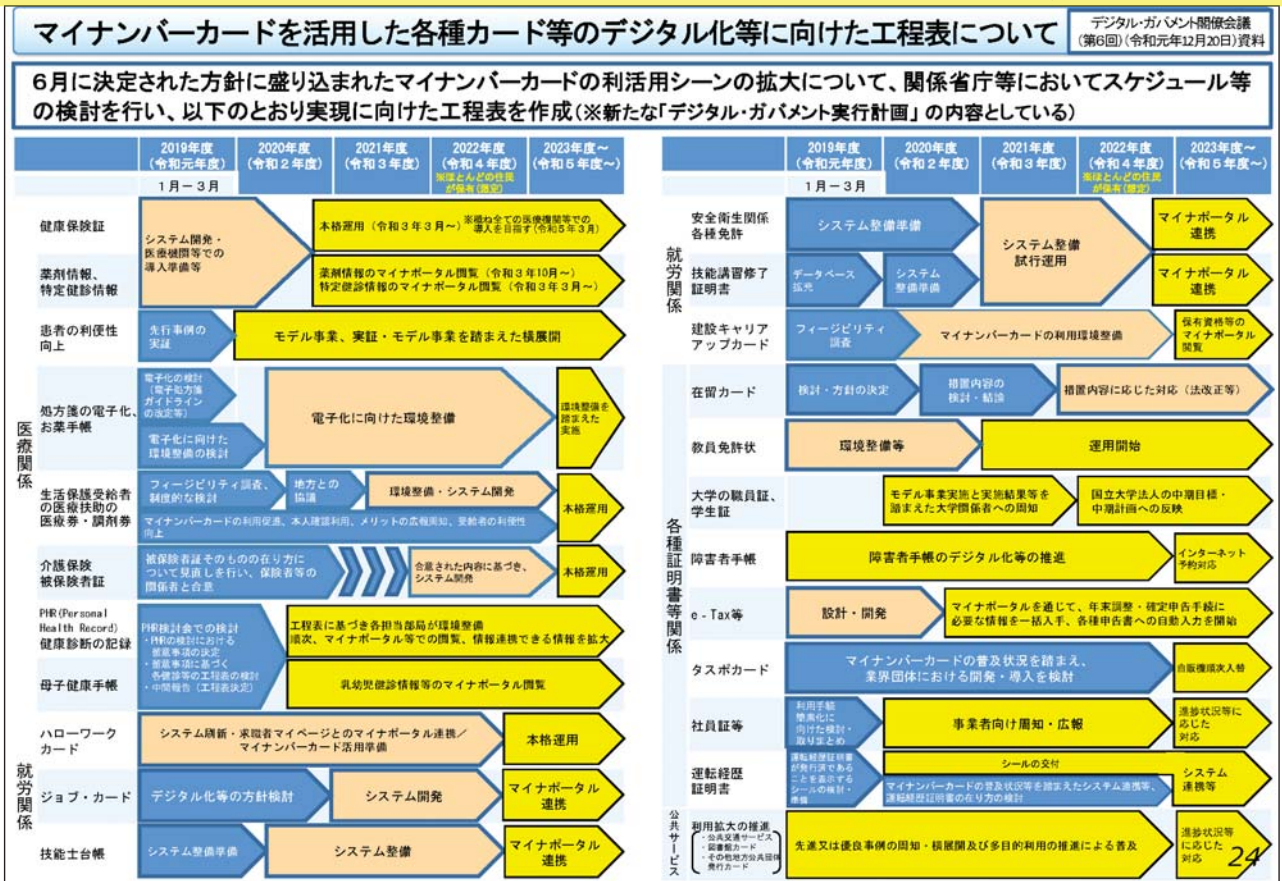
[2]マイナンバー制度をどう変えようとしているか

抜本改善WGの33項目検討課題と次期国会での法改正予定

次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）について		第3回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG（令和2年9月25日）
WGの検討課題	次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）	
◆ 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強	□ IT基本法等関連法制の改正	・デジタル化推進目的等の強化 ・デジタル庁の新設 など
◆ 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準	□ 個人情報保護法等の改正	・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の統合及び個人情報保護委員会への所管の一元化 など
◆ 多様なセーフティネット；児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討	□ 番号法等の改正	・番号を利用する事務、情報連携を行う事務や照会・提供する情報の追加 など
◆ 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討	□ 法制上の措置	・公金受取口座の設定 ・相続・災害時の口座所在確認サービスの実現 ・預貯金付番の実効性の確保 など
◆ 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討	□ 不動産登記法等の改正	・所有者不明土地対策 など
◆ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）	□ 番号法等の改正	・J-LISに対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等を導入 など
◆ マイナンバーカードの発行・更新等が可能な場所（申請レポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）	□ 郵便局事務取扱法の改正	・郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書関連事務を実施できるようにする など
◆ 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策	□ 法制上の措置	・自治体の基幹系システムを移行期間内に国が定める基準に適合させることを義務付け など
◆ 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保	□ 法制上の措置	・高齢者等のデジタル活用への支援

[2]マイナンバー制度をどう変えようとしているか

全住民にマイナンバーカードを所持させて何に使うか



[2]マイナンバー制度をどう変えようとしているか

預貯金口座付番 義務化は見送ったが強まる圧力と利用の広がり

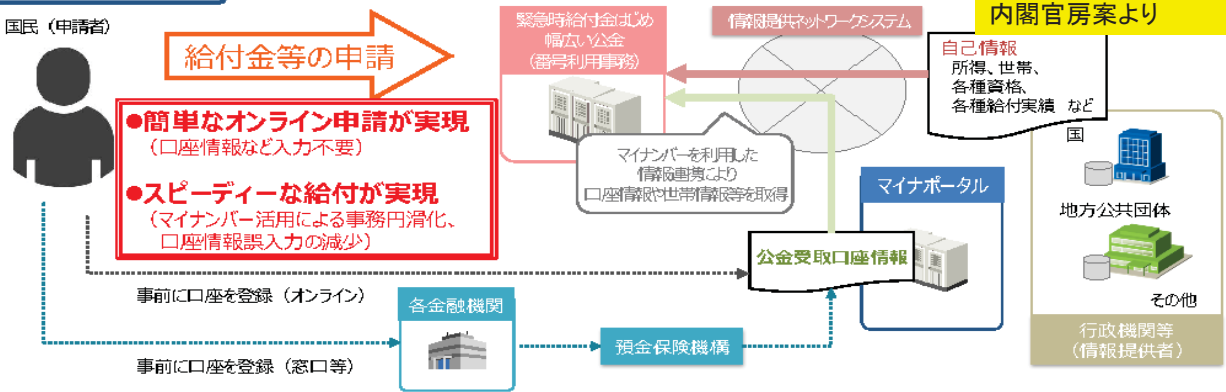
11月27日マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG第5回で示された内閣官房案の内容と問題点

- 目的 (1)様々な給付金を、簡単な手続で受け取れるようにする
 (2)災害時・相続時に、通帳を紛失したり口座がわからなくても、口座の所在を確認できるようにする

- 仕組 (1)マイナンバー付きの公金受取口座を国に登録する制度を創設する。
 ※「国民が番号を金融機関に告知する義務」は規定しない
 ※金融機関が口座開設時等に国民に番号の提供を求める義務を規定する
 (2)相続の発生や災害に備え、あらかじめ口座へのマイナンバーの付番の同意を得たうえで、預金保険機構が、本人の既にマイナンバー付番された口座以外の口座に付番するサービスを創設する。
 (3)相続発生時、災害時に、本人がマイナンバーを提示すれば、マイナンバーで付番しておいた口座の所在を確認できる制度を創設する。 ※預金保険機構が被相続人のマイナンバーで付番口座をシステムにより照会

- 問題点 ・特別定額給付金のトラブル原因はマイナンバーカード利用……口座付番しても迅速な支給にならない
 ・金融機関窓口でマイナンバー提供圧力が強まる（現在はマイナンバー付番の対応は各金融機関の判断）
 ・どこでどうマイナンバーと口座のひも付け管理するか不明（マイナポータルで？ 最新情報への更新は？）
 ・不良債権回収なども行う預金保険機構が付番管理の要に
 ・個人を管理するマイナンバーを使うため、世帯情報等を情報提供することに（照合作業に手間？）

制度完成後のイメージ



抜本改善WG第5回
内閣官房案より

[2]マイナンバー制度をどう変えようとしているか

マイナポイントの目的は官民共用キャッシュレス決済基盤構築

マイナポイントの目的

(令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議資料2)

○令和2年度において、骨太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策(臨時・特別の措置)として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。

○マイナポイントによって、**官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築**を目指す。

(骨太の方針2019 令和元年6月21日閣議決定)

「あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など**各種の現金給付をポイントで行う**ことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、**不正受給の防止、事務コストの削減**など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。」

マイナポイント活用官民連携タスクフォース
第3回(令和元年12月24日) 資料1 ⇒

総務省 来年度実証実験
21年度予算で概算要求22億3千万円
今年度内に参加自治体を募り、まず10自治体の参加を目指す(9/28日経)
※マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と総務省のマイキーIDをひも付ける「マイキープラットフォーム」がベース

マイナポイント予算 4000万人分
申込は約970万人(11月27日総務大臣記者会見)
利用期間 2020年9月～2021年3月

期限を2021年9月に延長し、2021年3月末までにマイナンバーカードを申請していれば利用可能に(菅首相12月4日記者会見)

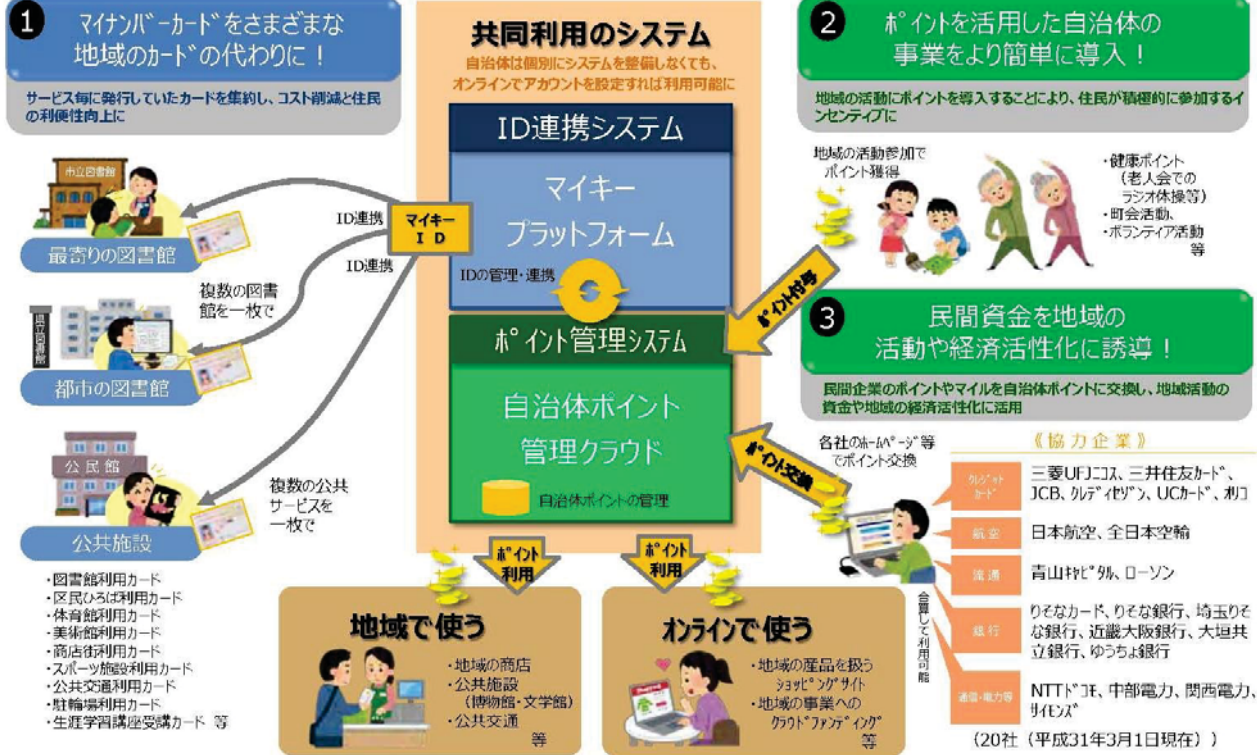
自治体施策推進ワーキンググループにおける検討状況	
<p>利用ケースに関する主な提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通 (タクシー補助) ○子育て支援 (出産祝い金) ○移住支援 (移住支援金) ○高齢者サポート ○健康づくり 	<p>提案の実現に向けた主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体が付与するポイントは、当該自治体内でのみ使えるようにすべき ○自治体が付与するポイントも、マイナポイントと同様さまざまな場所で使えるようにすべき ○利用できる地域・場面等を限定するかどうかについて自治体が選択できるようにすべき ○運用コスト低減には、JPQRの活用も有効 ○自治体施策における活用のためには、マイキーIDに加えて、住所情報等も必要
<p>(ヒアリング先自治体) 福井県、神戸市、相模原市、埼玉県川口市、新潟県三条市、石川県加賀市、岐阜県飛騨市、徳島県美波町</p>	
<p>以上の意見を踏まえ、想定される利用ケースを整理 (R1)し、必要な準備等を実施の上 (R2)、自治体でモデル的に事業を展開 (R3)</p>	

[2]マイナンバー制度をどう変えようとしているか

マイナポイント＝マイキーIDとカードの連携による情報管理

マイキープラットフォーム構想（現在稼働中）

マイナンバー概要資料
2020年5月版より

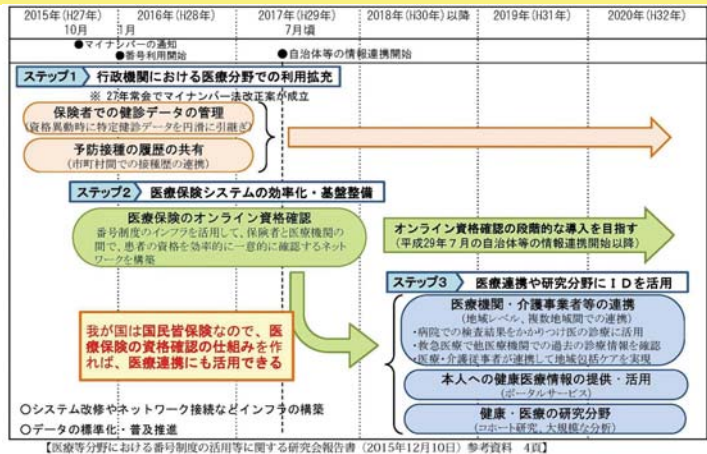


[2]マイナンバー制度をどう変えようとしているか

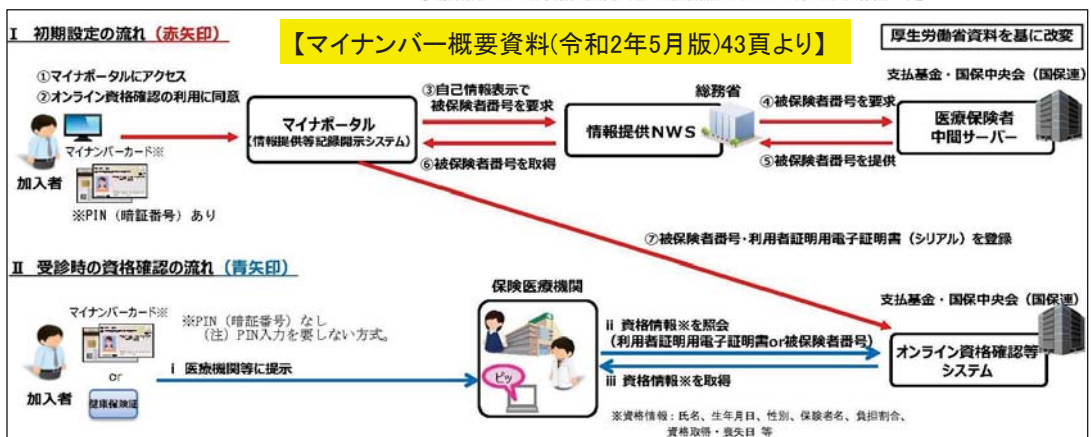
保険証利用の目的はカード普及と医療情報の連携・共有化

健康保険証利用（オンライン資格確認）

- ・マイナンバーは使わず、マイナンバーカードを利用
- ・マイナンバー制度の情報連携やマイナポータル仕組みを利用
- ・医療機関はカードリーダー（顔認証）設置
- ・社会保険診療報酬支払基金と国保連が設置するオンライン資格確認等システムが、保険資格確認や特定健診情報管理の要に
- ・2021年3月から運用開始だが、従来の健康保険証は引き続き利用可能



マイナンバーカードを保険証利用するためには、初期設定が必要（電子証明書のシリアル番号を個人単位化した被保険者番号とひも付け）



[2]マイナンバー制度をどう変えようとしているか

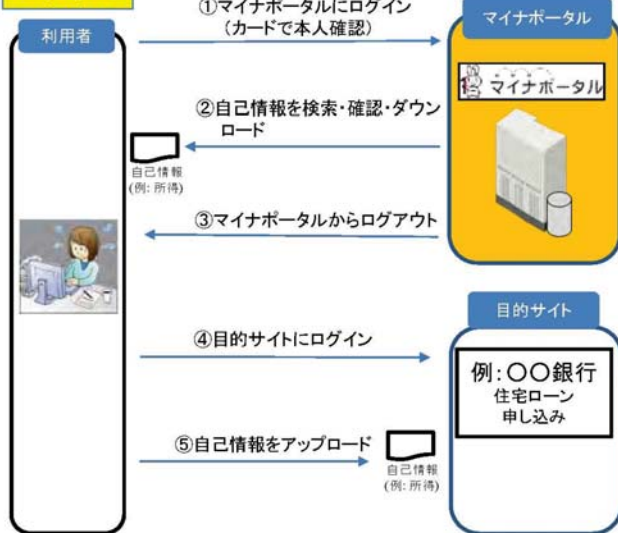
個人情報保護のためのマイナポータルを個人情報提供の仕組みに利用

マイナポータル「自己情報取得API」の提供開始について

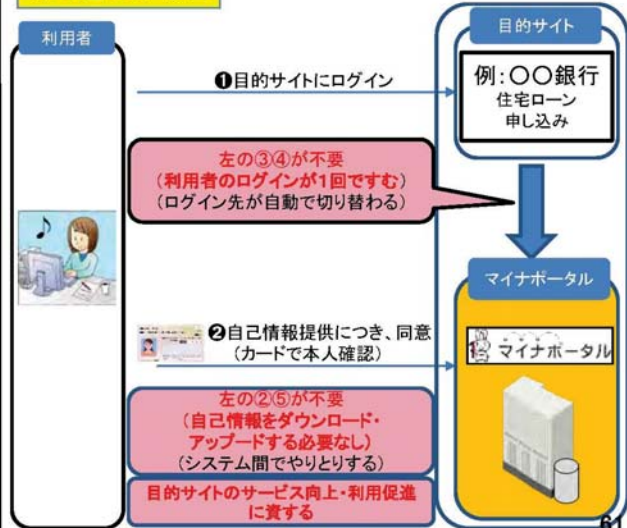
マイナンバー概要資料
2020年5月版より

- マイナポータルは、政府が運営するWebサービス。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供。その一つに、「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」がある。
- 今般、国民が負担なく、自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう、機能を拡充し、「自己情報取得API」として、提供。
- 民間事業者や国・地方公共団体など、様々なWebサービス提供者は、このAPIを活用しマイナポータルと連携することにより、自らのWebサービス利用者の自己情報を、利用者に負担をかけることなく取得することが可能となる。

これまで



APIをつかうと



[2]マイナンバー制度をどう変えようとしているか

マイナンバー利用の個人情報(本人同意でAPIにより)民間提供

マイナンバーの利用範囲 (個人番号利用事務(法別表第一(第9条関係))

社会 保障 分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等	マイナンバー概要資料 2020年5月版より
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等	
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等	
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。	
	災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。	



上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

[3] デジタル庁によるマイナンバー制度の再構築

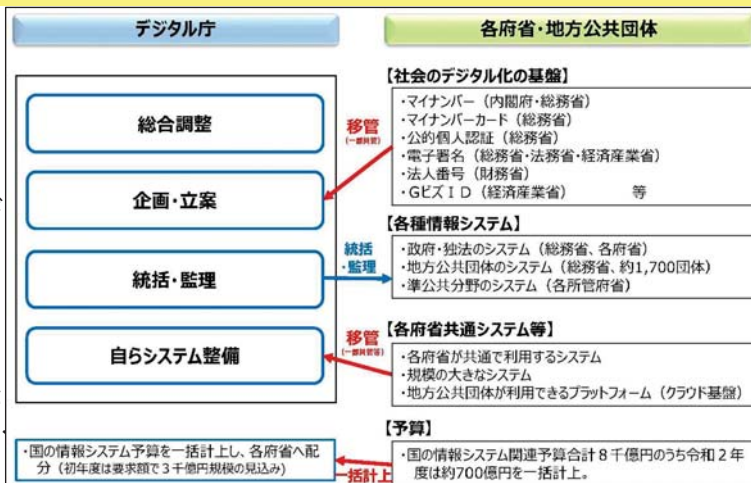
デジタル庁にマイナンバー制度を移管、ベース・レジストリ整備

[デジタル庁の7業務]

1. 国の情報システム
2. 地方共通のデジタル基盤
3. マイナンバー
 - ・デジタル庁がマイナンバー、マイナンバーカード、公的個人認証等のマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行う体制を構築。
 - ・市区町村等との連絡調整等の実施事務を担う総務省と連携し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進。
 - ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管。
4. 民間のデジタル化支援・準公共部門（医療、教育、防災等）のデジタル化支援
5. データ利活用

デジタル庁は、法人番号など法人や個人を一意的に特定し識別するID制度や、電子署名、商業登記電子証明書などの、情報とその発信者の真正性を保証する制度の企画立案を、関係法所管府省と共管し、ユーザー視点で改革・普及。また制度所管府省、地方公共団体とともにベース・レジストリとして整備すべき情報の明確化とその整備を担う。

※「ベース・レジストリとは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データ」であり、「複数のベース・レジストリを相互参照することで、その効果を飛躍的に増大させることができる。」（「ベース・レジストリの概要」デジタル・ガバメント関係会議データ戦略タスクフォース第1回資料2）
6. サイバーセキュリティ
7. デジタル人材の確保

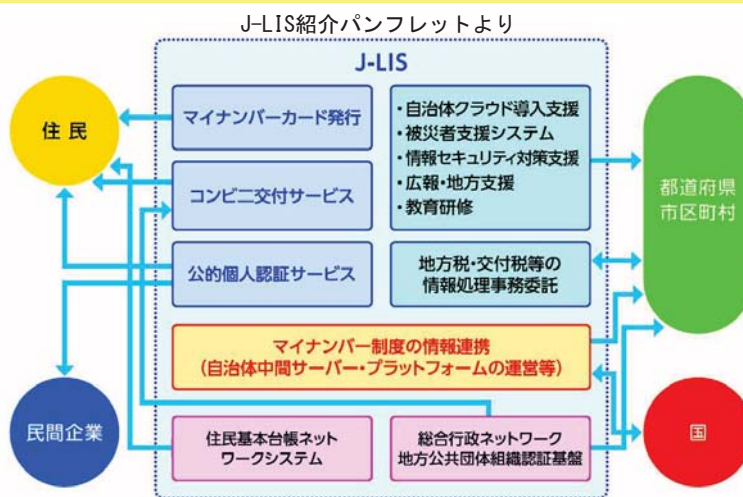


【デジタル・ガバメント関係会議 デジタル改革関連法案ワーキンググループ 第4回2020年11月26日資料1 作業部会とりまとめ（概要）】

[3] デジタル庁によるマイナンバー制度の再構築

J-LIS(地方公共団体情報システム機構)の国機関化＝「国民総背番号」そのもの

- ◆2014年4月地方共同法人として設立
地方自治体の代表者会議により運営
- ◆住民情報を集中管理
 - ・住基ネットの全国センター
 - ・住民票コードからマイナンバー生成
 - ・マイナンバーカード発行と管理システム
 - ・公的個人認証サービスセンター
 - ・自治体中間サーバー・プラットフォーム設置
情報連携対象事務の全住民情報を管理
 - ・証明書コンビニ交付のセンター
 - ・総合行政ネットワーク(LGWAN)の運用
- ◆2017年にJ-LIS法改正
 - ・カードトラブル受け総務大臣の監督権限強化
 - ・機構保存本人確認情報のJ-LISによる利用を総務省令で可能に



「デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ」(令和2年11月20日)21頁

② J-LIS の在り方

- 全く新たな法人形態である、国と地方公共団体が共同で管理する法人（「国・地方管理法人」（仮称））へ転換し、デジタル庁と総務省で共管する。
代表者会議に国の選定する者に加え、理事長の任免を国が認可するなど、国のガバナンスを抜本的に強化する。
- マイナンバー関連業務について、デジタル大臣（仮称）及び総務大臣による目標設定・計画認可に関する規定を整備する。目標等の実施に関して国が改善措置命令を行えるようにし、命令違反の場合は理事長の解任を求め、解任されない場合は国が解任するなど、法律上国の関与を明確化する。
- システム整備については、マイナンバー関係事務はもちろん、LWAN、住基ネットも含め、トータル・デザインの下、抜本的な見直しを行う。……

地方自治体を国の出先事務所化する地方行政のデジタル化 地方行政のデジタル化の加速化について

R2.10.23 令和2年第15回
経済財政諮問会議
総務大臣提出資料

- デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築のため、デジタル改革担当大臣と連携し、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築に向けた取組を早急に進める。
- 特に、マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた更なる普及を図り、行政のデジタル化を推進する上で、住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体との協力が極めて重要。

<p>行政のデジタル化の鍵である</p> <h3>1. マイナンバーカードの普及</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度（2022年度）末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速 ● 市町村の「交付円滑化計画」の改訂により普及促進策や交付体制の強化を要請するとともに、各市町村の取組を支援。未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付など申請促進に注力
<p>地方のデジタル化の基盤となる</p> <h3>2. 地方公共団体の情報システムの標準化</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体に、国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める法案を、次期通常国会に提出予定（※住民記録、地方税、社会保障等の基幹系システム）。国の主導的な支援により、令和7年度（2025年度）末までの移行を目指す ● 標準化に伴う業務プロセスの見直しや行政手続のオンライン化などに計画的に取り組めるよう、国による指針・支援策等を内容とする「自治体DX推進計画(仮称)」を年内に策定
<p>個人情報保護とデータ流通の両立を図る</p> <h3>3. 個人情報保護制度の見直し</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間と国の行政機関の個人情報保護法制の一元化を検討。それと歩調を合わせ、地方公共団体の全国的な共通ルールを法律で設定する方向で検討 ● 次期通常国会に法案の提出を目指す

国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築を加速化

地方六団体と総務大臣との意見交換会（10/13開催）

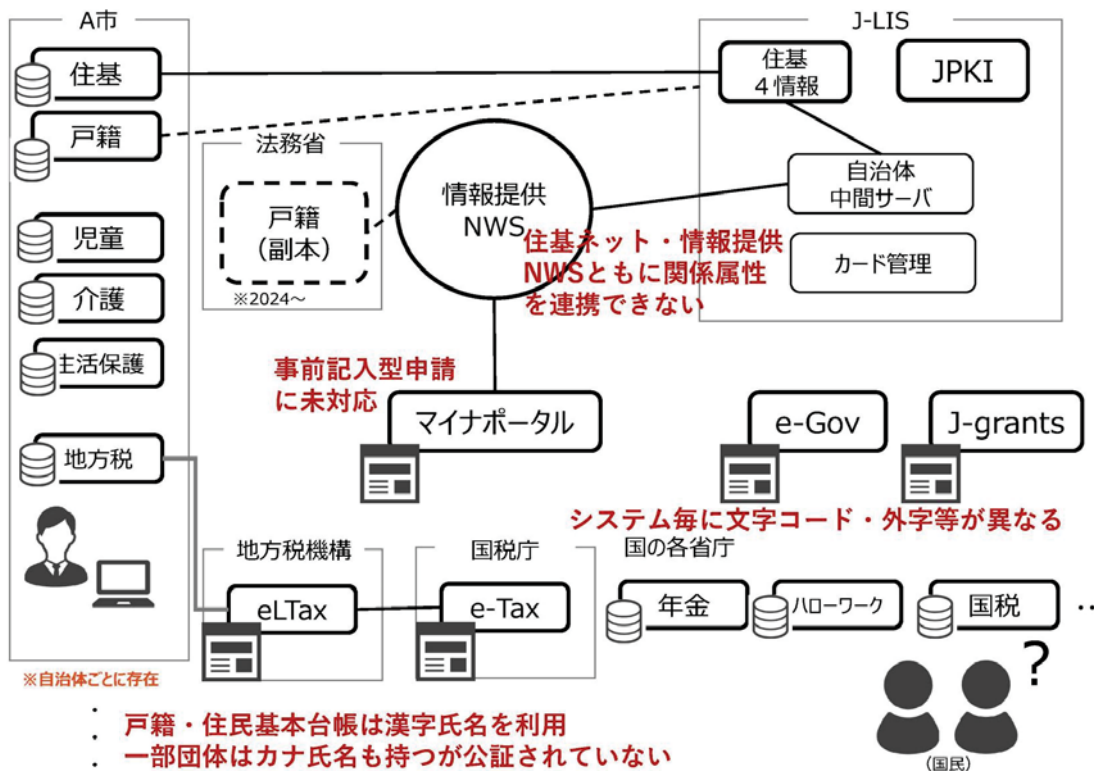
- ・ 地方六団体の会長との意見交換会を開催し、マイナンバーカードの取得促進をはじめ、地方行政のデジタル化に向けた協力を要請。
- ・ 各会長から、国とともにデジタル化の推進を図る旨の発言あり。

3

現在＝個人情報自治体・行政機関が管理し提供・利用を判断

現在の姿（2020年）

R2.10.28 第2回
デジタル改革閣
連法案WG
有識者提出資料

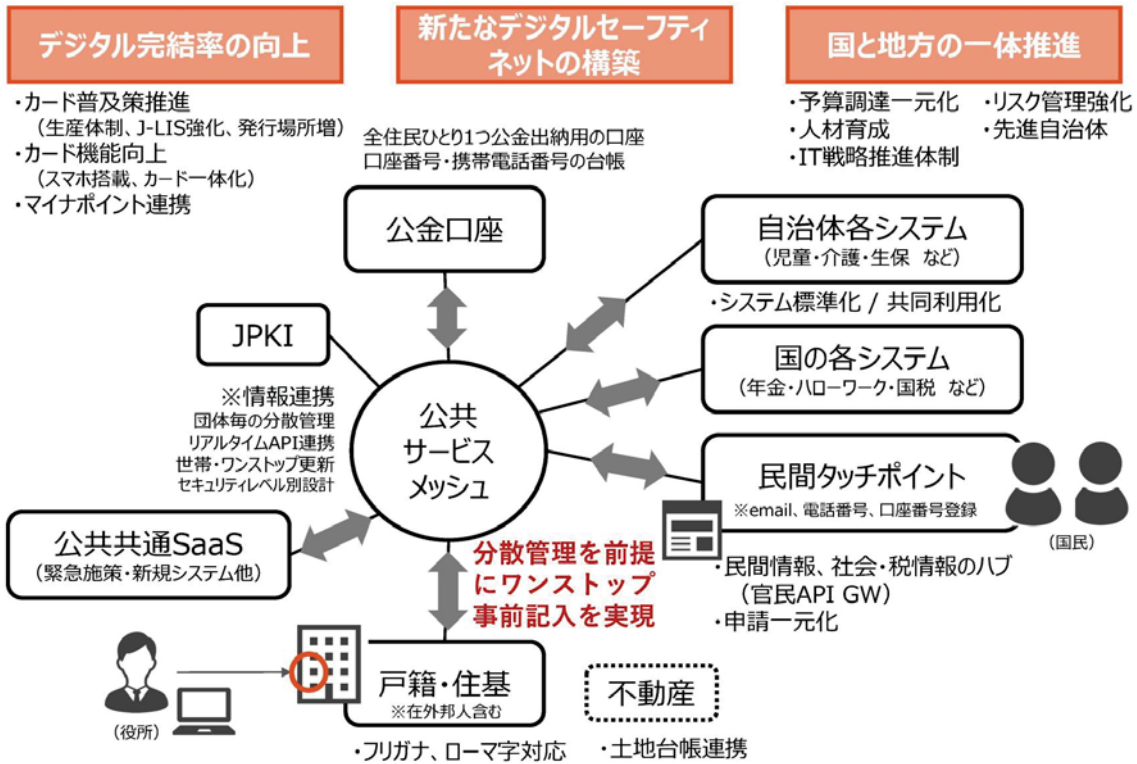


3

個人情報 を官民でシームレスに連携 = 国の「スーパーシティ」化

国と地方の真のデジタル化に向けて目指すべき姿 (2025年)

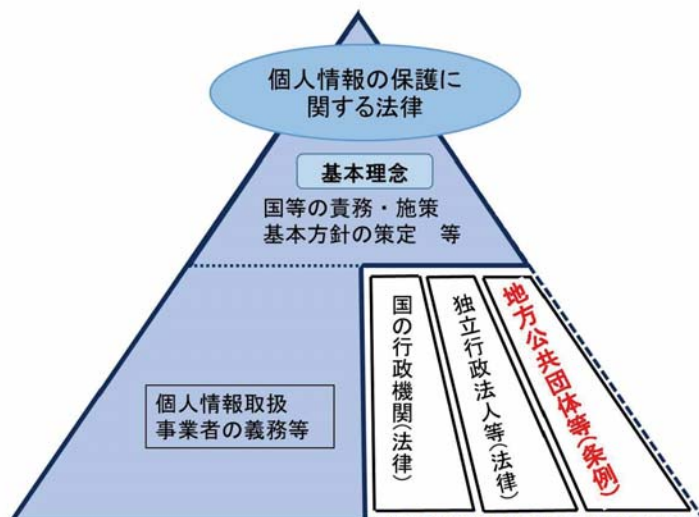
R2,10,28 第2回
デジタル改革閣
連法案WG
有識者提出資料



個人情報の円滑な流通に支障として個人情報保護法制を改悪

地方公共団体の個人情報保護制度について

【個人情報保護関係法令イメージ (現行)】



【関連する閣議決定】

【見直しの方向性：民間事業者・国の行政機関・独立行政法人】

「個人情報保護 3 法・の共通化を図る」

※民間事業者、国の行政機関、独立行政法人
 < 骨太の方針2020 (経済財政運営と改革の基本方針 (令和2年7月17日閣議決定)) >

「民間、国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度の一元化の在り方等について検討を進め、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る」

< 成長戦略 (成長戦略フォローアップ) (令和2年7月17日閣議決定) >

【見直しの方向性：地方公共団体】

「地方自治体の基準の在り方についても、地方自治体と十分調整の上、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等において検討を行い、年内を目途に結論を得る。」

< 骨太の方針2020 (経済財政運営と改革の基本方針 (令和2年7月17日閣議決定)) >

「地方公共団体の個人情報保護制度についても (中略)、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。」

< 成長戦略 (成長戦略フォローアップ) (令和2年7月17日閣議決定) >

個人情報保護条例の規定を国と同じに=地方自治・住民自治の否定

地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性

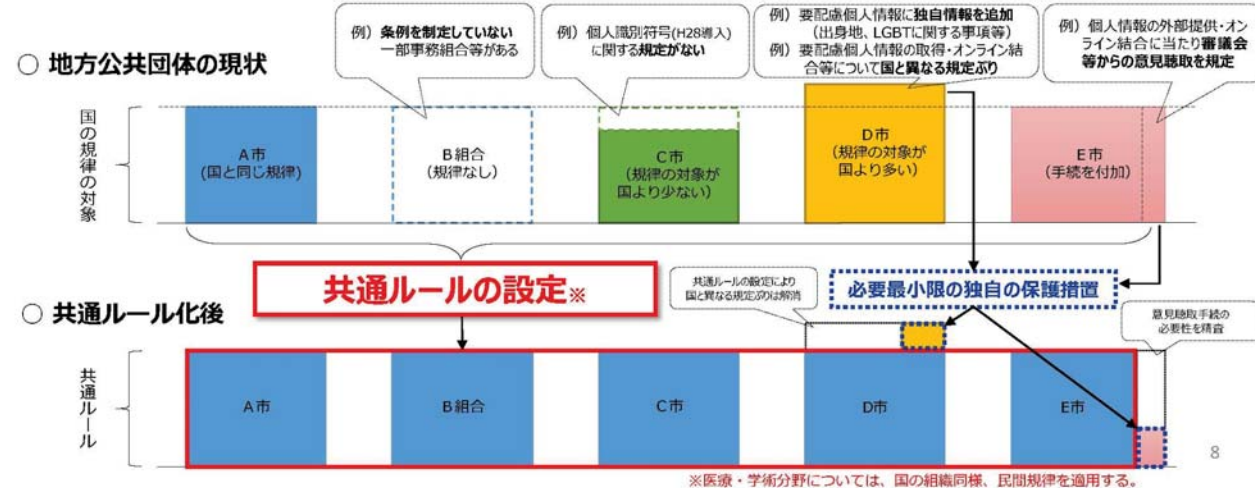
R2.10.8 第8回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 総務省提出資料

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 個人情報保護に関する国際的な制度調和
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

<検討の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な **全国的な共通ルールを法律で設定**
- **法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定**
- その上で、**法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容**
 - 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 - ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定



[4] 変質し拡大するマイナンバー制度に私たちはどう立ち向かうか

◆「書かない番号！持たないカード！」の切り開いた地平と限界

- ・使えないマイナンバー制度、拒まれるマイナンバーカードに⇒政府を「背水の陣」に追い込んだ
- ・マイナンバーの提供を拒否したら情報連携は行わない

「情報連携の本格運用開始に関するQ&A」(2017.11.8内閣官房番号制度推進室・総務省個人番号企画室)

問6 申請書類にマイナンバーを記載するよう求めてもなお、申請者が記載を拒否する場合、どう対応すべきか。

【答】申請者がマイナンバーの提供を明示的に拒否する場合は、情報連携を行わず、申請者に添付書類の提出を求めることが適切です。

◆利用拡大・変質をくい止めるために、マイナンバー制度の危険性を伝えていく

- ・「マイナンバーへの不安」に手を焼く政府の安全キャンペーンのごまかしを追及
- ・マイナンバー制度の危険性・不合理を具体的に分析・指摘・宣伝
- ・漏洩だけではなく、マイナンバー制度利用のもたらす危険性(監視・選別・動員の社会基盤)

監視…… 社会保障の「不正」監視⇒福祉の切り捨てへの利用

治安的監視⇒警察・治安機関による利用(プロファイリング⇒犯罪「事前」捜査)

刑事事件捜査への提供・利用を認める番号法の規定、運転免許証とマイナンバーカードの一体化等

選別…… 収入・資産・能力・扶養関係・「信用度スコア」等による選別・差別処遇

マイナンバーカード所持の有無による住民の選別・排除

動員…… 健康・学力・資格等の一元的管理⇒徴兵・徴用を容易に可能に=戦争のできる国づくり

(行動変容) マイナポータルで「意思決定」を国の政策に誘導する危険(山本龍彦「おそろしいビックデータ」朝日新書124頁)

◆デジタル庁によるマイナンバー制度の再構築に抗する

- ・個人情報を利活用の対象と見ている←自己情報コントロール権・情報自己決定権の保障
- ・マイナンバー違憲差止訴訟への支援を
- ・国による一元的管理に対して、地方自治・住民自治の重要性を
- 自治体システムの標準化の強制やJ-LISの国機関化
- 個人情報保護条例の国基準化の強制……「外部回線結合制限規定」等を廃止させない
- ・デジタル・オンリーに対して、対面での手続きの存続や<人と人とのふれあい>の重要性を